

説 明 資 料

〔 全国知事会
地方税制小委員会 〕

平成 21 年 10 月 29 日

地方財政は危機的な財源不足

- 社会保障関係費をはじめとする生活関連経費の増嵩により、地方の財源不足は年々拡大
- 財源不足を補填する基金残高も年々減少して平成24年度までに枯渇し、地方団体の財政運営は破綻の懸念

1 平成21年7月時点の試算（全国知事会「地方財政の展望と地方消費税特別委員会」とりまとめ）

＜ケース1＞GDPが内閣府試算・底ばい継続シナリオ（単位：兆円）〔経済成長率：H22. △2.7%、H23. △3.1%、H24. △2.6%〕

区 分	H21	H22	H23	H24	H24-H21
歳出 A	88.8	88.9	89.5	89.9	1.1
義務的経費	51.0	51.1	52.0	52.5	1.5
うち社会保障関係費	11.6	11.9	12.4	12.8	1.2
義務的経費以外の経費	37.8	37.8	37.5	37.4	▲0.4
社会保障等生活関連経費	14.8	15.0	15.2	15.3	0.5
公共インフラ整備・維持経費	13.5	13.2	12.8	12.6	▲0.9
地域活性化等経費	9.5	9.6	9.5	9.5	0.0
歳入 B	81.3	79.6	78.0	76.8	▲4.5
財源不足額 C=B-A	▲7.5	▲9.3	▲11.5	▲13.1	—
特例地方債等による補てん	6.6	6.8	7.4	8.0	—
基金取崩	0.9	2.4	2.0	0.2	—
なお残る財源不足額	—	▲0.1	▲2.1	▲4.9	—
基金残高	4.6	2.2	0.2	0	—

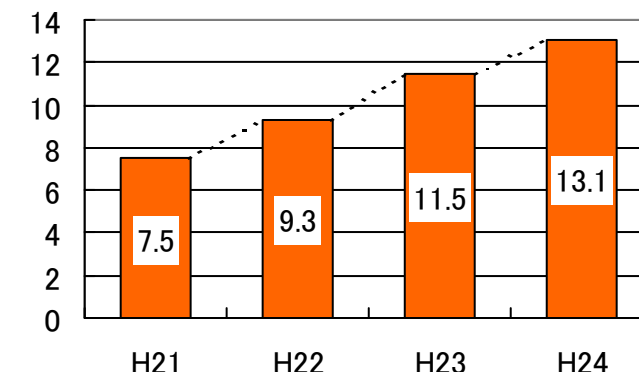
都道府県破綻懸念

都道府県・市町村とも破綻懸念

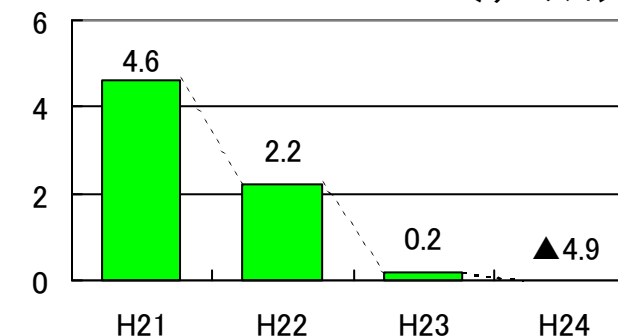
＜ケース2＞GDPが内閣府試算・順調回復シナリオ〔H22. △0.6%、H23. 1.5%、H24. 1.8%〕

財源不足額	▲7.5	▲8.4	▲9.1	▲9.1	—
なお残る財源不足額	—	▲0.0	▲1.8	▲3.2	—
基金残高	4.6	2.3	0.7	0	—

（兆円） 財源不足額の推移 ＜ケース1＞



（兆円） 基金残高の推移 ＜ケース1＞



2 その後の主な変動要素

- 暫定税率の廃止（歳入 ▲0.8）
- 直轄維持管理費負担金の廃止（歳出 ▲0.2）

毎年の財源不足額がさらに約▲0.6兆円ずつ拡大

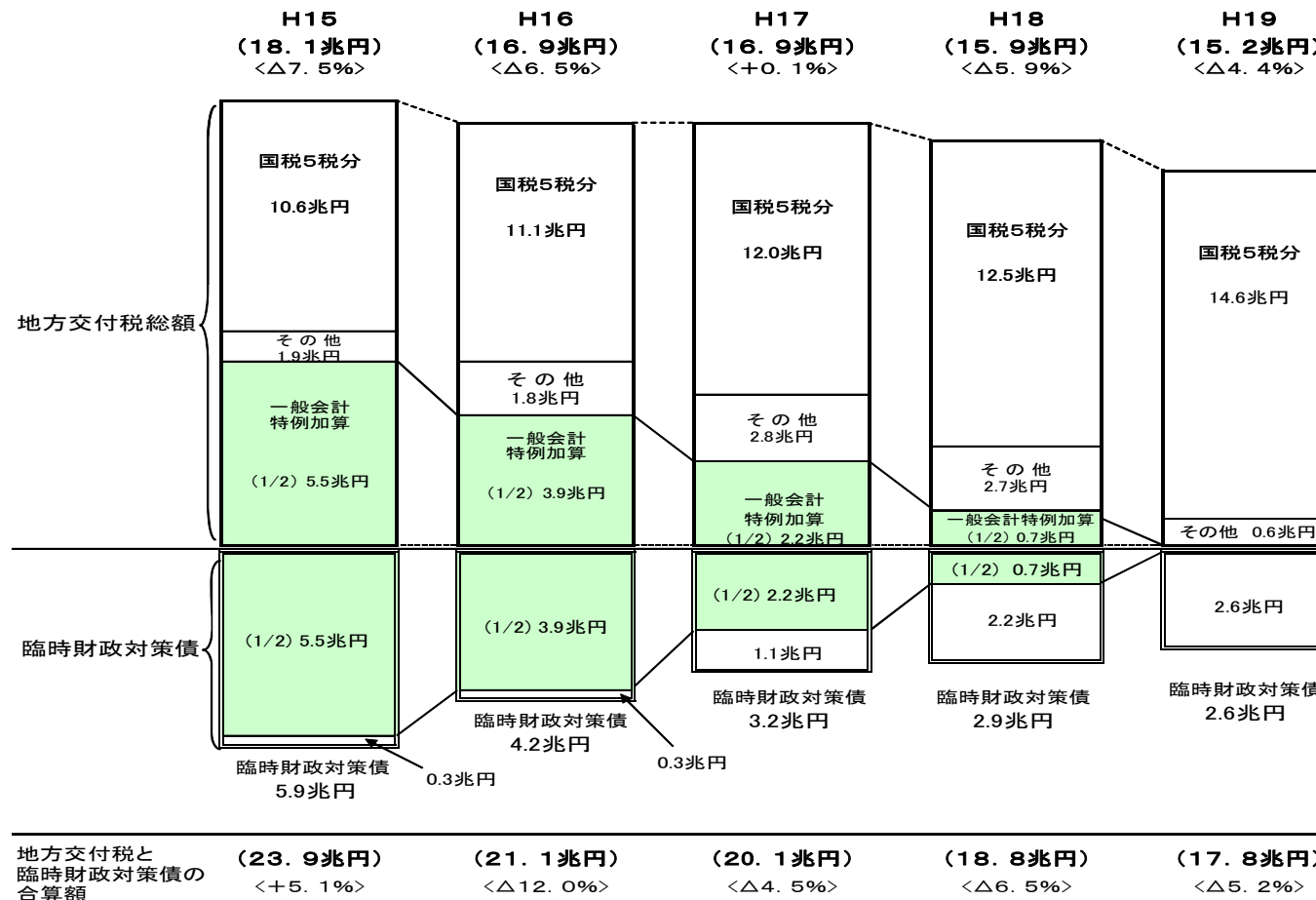
三位一体改革の結果（H16～H18）

税 源 移 譲	+ 3.0 兆円
国 庫 補 助 負 担 金	△ 4.1 兆円（税源移譲分△3.1兆円＋スリム化△1兆円）
地 方 交 付 税 等 （地方交付税＋臨時財政対策債）	△ 5.1 兆円（H15：23.9兆円 → H18：18.8兆円）

トータルで約△6兆円

- ・ 税源は大都市に集中する傾向。
税源の乏しい地方ほど厳しい
状況。

< ◎ 地方交付税等の推移 >



- 三位一体改革による地方の疲弊に対応するためにとられた地方財政上の措置

< H20 >

地方再生対策費の創設 4,000億円

（地方法人特別税、地方法人特別譲与税を「税制抜本改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として」暫定的に創設）

< H21 >

地方交付税の別枠加算 1兆円

（うち5,000億円は暫定措置）

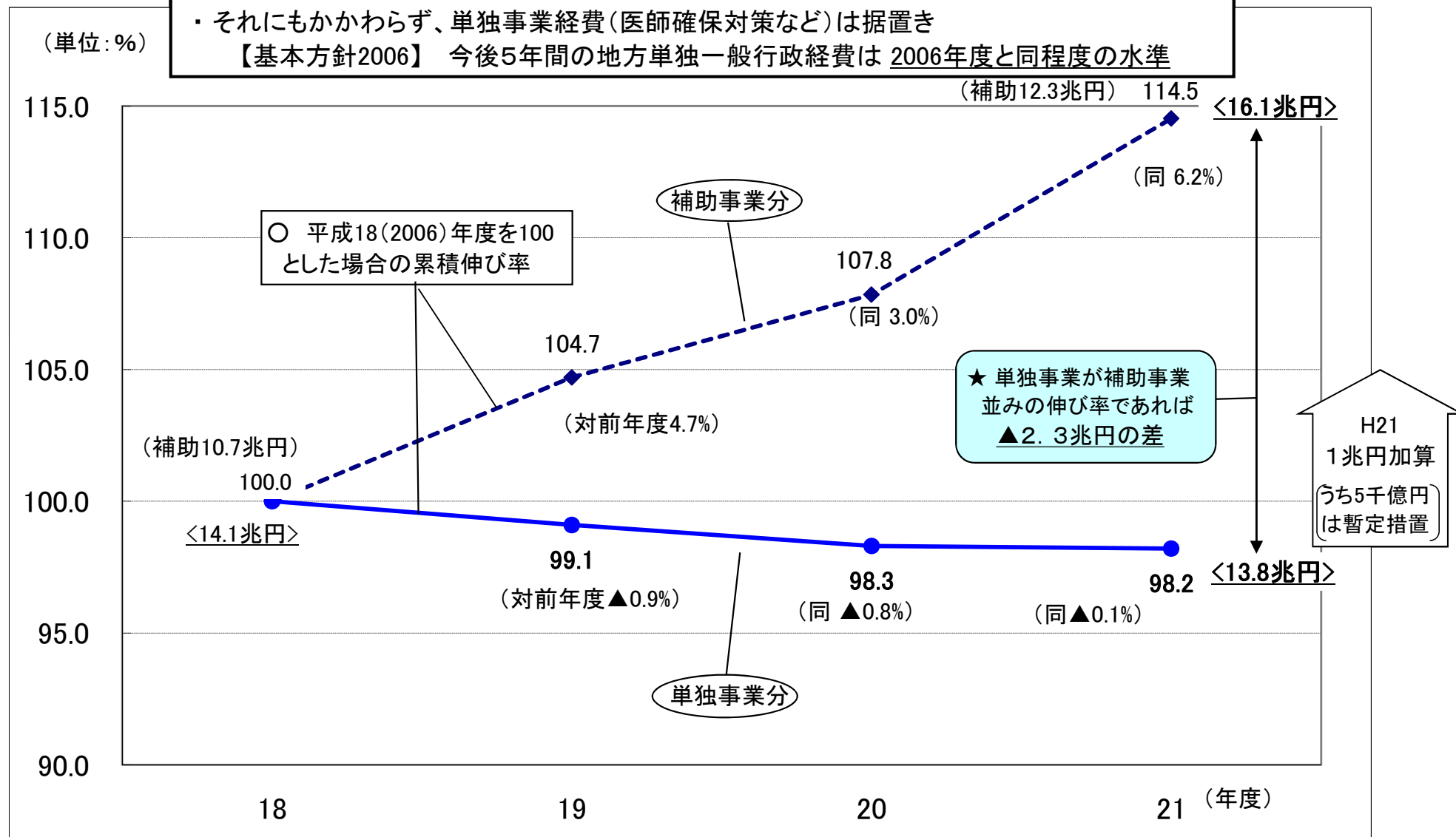
基本方針2006に基づく地方のソフト政策経費の抑制

- ・ 国庫補助関係経費(医療・介護の公的負担など)は、毎年3～5%の伸び

【基本方針2006】 国の社会保障経費は 自然増マイナス2,200億円

- ・ それにもかかわらず、単独事業経費(医師確保対策など)は据置き

【基本方針2006】 今後5年間の地方単独一般行政経費は 2006年度と同程度の水準



※平成18年度の地方単独一般行政経費14.1兆円は、比較のために、⑮13.5兆円に⑯規模是正分0.6兆円を加算したもの。

自動車関係諸税の税率と税収

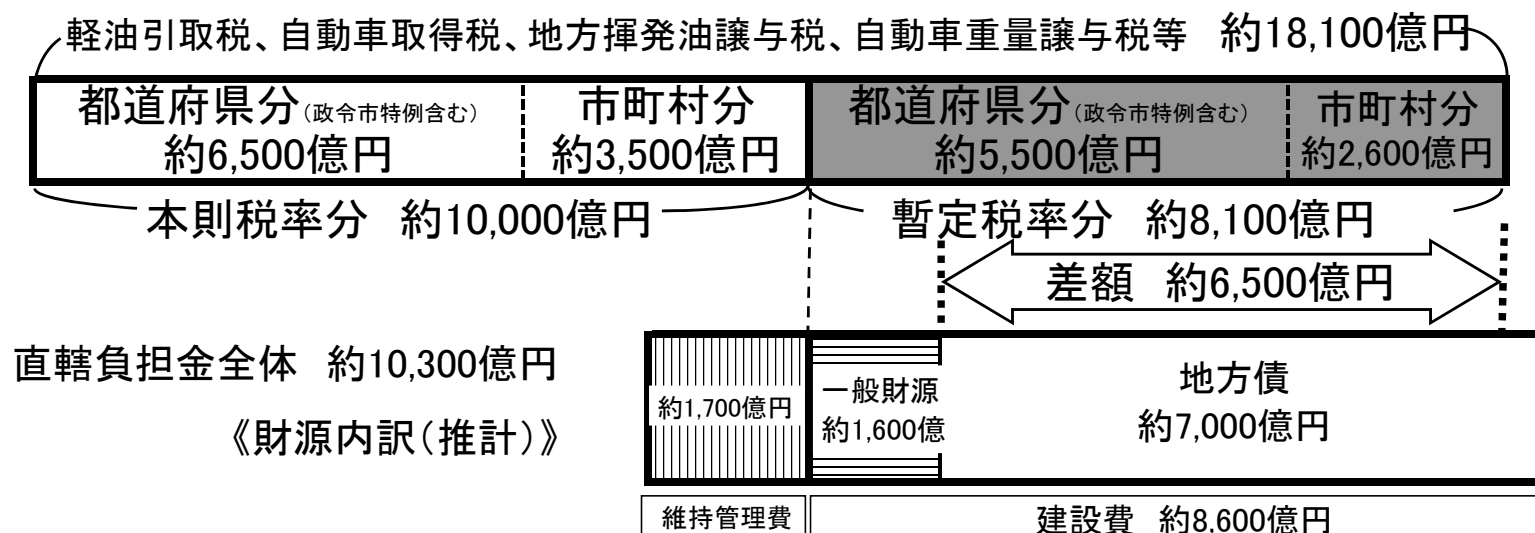
(単位:億円)

税目		摘 要 (道路特定財源時の道路整備充当分)	本則税率	暫定税率に よる上乗せ	21 年度収入(当初予算)		
					総額	本則分	上乗せ分
国分	揮発油税 (s24創設)	全額	24.3円/リットル	+24.3円/リットル (48.6円)	26, 280	13, 140	13, 140
	自動車重量税 (s46創設)	収入額の1/3は、自動車重量譲与税	自家用乗用車の場合 2,500円/0.5t年	+3,800円 /0.5t年 (6,300円)	5, 007	2, 208	2, 799
	石油ガス税 (s41創設)	収入額の1/2、残り1/2は石油ガス譲与税	17.5円/kg	-	130	130	-
国 分 の 合 計					31, 417	15, 478	15, 939
地方分	地方揮発油譲与税 (旧・地方道路譲与税) (s30創設)	地方揮発油税全額 (揮発油税と併課) → 都道府県と指定市:58/100 市町村:42/100 譲与基準 県:一般国道と県道の延長と面積 市町村:市町村道の "	4.4円/リットル	+0.8円/リットル (5.2円)	2, 812	2, 379	433
	石油ガス譲与税 (s41創設)	石油ガス税収入額の1/2 → 都道府県と指定市	-	-	133	133	-
	自動車重量譲与税	自動車重量税収入額の1/3 → 市町村 譲与基準 市町村道の延長と面積	自家用乗用車の場合 2,500円/0.5t年	+3,800円 /0.5t年 (6,300円)	3, 300	1, 455	1, 845
	軽油引取税 (s31創設)	全額 → 都道府県と指定市 (指定市には道路面積等で按分し県から交付)	15.0円/リットル	+17.1円/リットル (32.1円)	9, 277	4, 335	4, 942
	自動車取得税 (s43創設)	全額 → 都道府県と指定市: 3/10 市町村:7/10	取得価額の 3%	自家用車は、 取得価額の +2%(5%)	2, 533	1, 698	835
地 方 分 の 合 計					18, 055	10, 000	8, 055
総 合 計					49, 472	25, 478	23, 994

自動車関係諸税の暫定税率廃止の影響について

1. 暫定税率の廃止により、地方の歳入は約8,100億円の大幅な減収。
2. 暫定税率の廃止による減収は、直轄事業負担金(建設費分)で相殺するとの議論もあったが、H22の概算要求では廃止となっていない。
3. 仮に直轄事業負担金(建設費分)が廃止されたとしても、以下のような課題がある。
 - ①市町村(政令市除く)は、基本的に直轄負担金を支出していない。
 - ②直轄負担金の大半は地方債が充当されており、一般財源は大幅(6,500億円)に減少する。
⇒マニフェスト:「地方主権確立のため、地方の自主財源を大幅に増やす」と矛盾

○暫定税率の廃止と直轄事業負担金制度の廃止との関係(H21国予算・地財計画ベース)



地方環境税(仮称)について

1. 地方の自主財源の確保

- 地方が自由に使えるお金を増やし、自治体が地域のニーズに適切に応えられるようにする(三党連立政権合意)
- 地域主権を確立し、地方の自主財源を大幅に増やす(民主党マニフェスト)

2. 地球温暖化対策の推進と整合性のとれた地方税制の構築

- 2020年度までに、温室効果ガス△25%を国際公約
- エネルギー課税は、環境負荷に応じた課税となるよう検討(税制調査会への諮問)

これらの課題への対応策として、地方環境税(仮称)の創設を提案

【地方環境税のスケルトン】ガソリンや軽油といった化石燃料に対し、炭素含有量に応じて課税

3. 温室効果ガス削減のインセンティブ

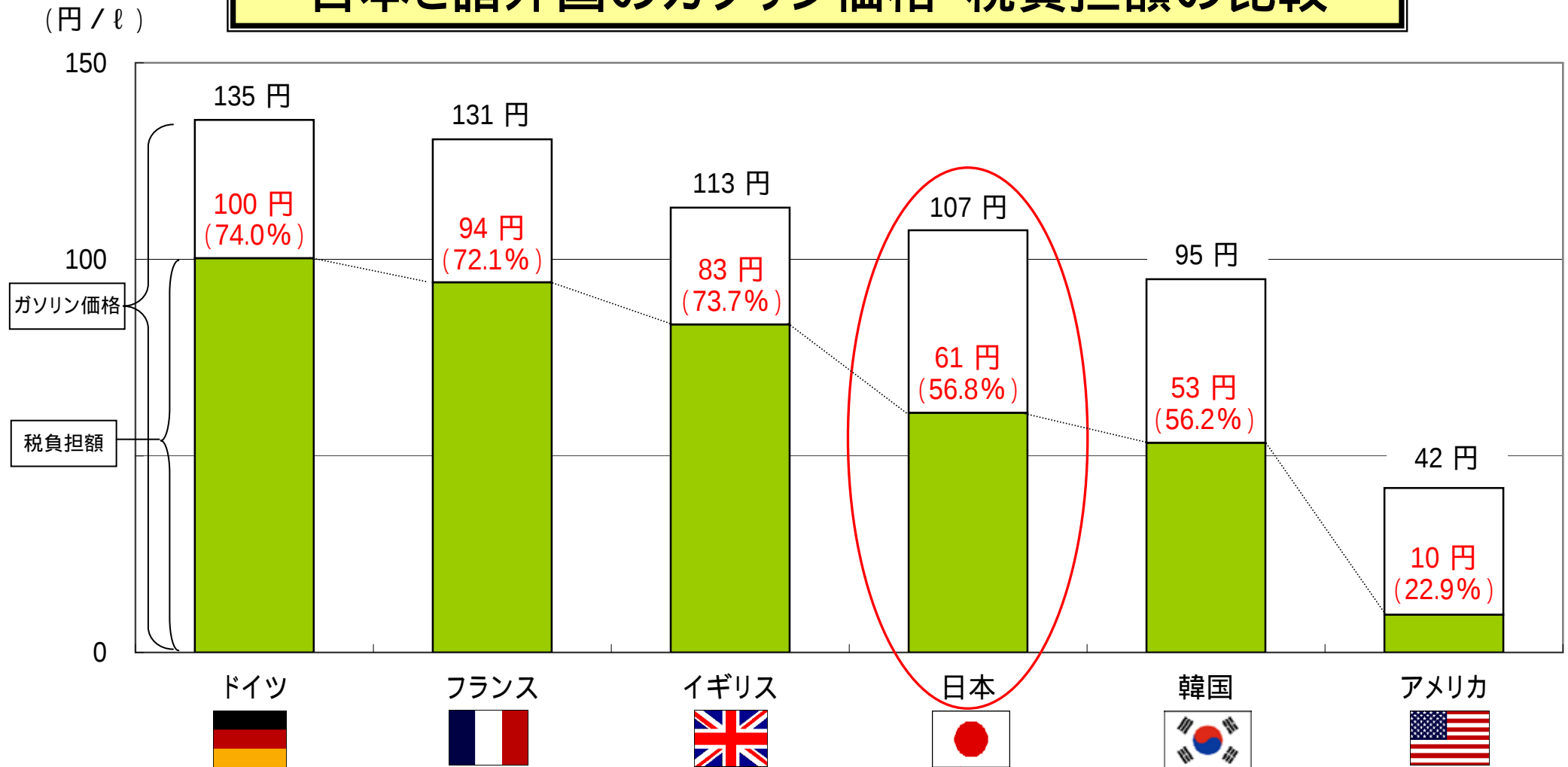
- 温室効果ガス削減のインセンティブとするためには、環境負荷が発生する消費段階での課税が効果的 (⇒地方での課税)

地方環境税（仮称）の骨子（素案）

全国知事会地方税制小委員会資料より作成

項 目	内 容		
1. 課税主体	都道府県 ※温暖化効果ガスの削減のインセンティブとするためには、環境負荷が発生する消費段階での課税が効果的		
2. 課税客体	元売業者又は特約業者からの揮発油及び軽油の引取りで、当該揮発油及び軽油の納入を伴うもの ※「地球温暖化対策税」の議論とあわせ、地方税として電気・ガス税を課していた経緯も踏まえ、課税客体の拡大を検討		
3. 納税義務者	元売業者又は特約業者から現実の納入を伴う揮発油及び軽油の引取りを行なう者		
4. 課税標準	揮発油及び軽油の数量（「消費（販売）」量）		
5. 税率	揮発油等に含まれる「炭素量」に応じた税率とすることが考えられる ⇒ 揮発油 1 : 軽油 1.13 税收規模を約 8,100 億円とした場合 ⇒ 揮発油 9.3 円／ℓ、軽油 10.5 円／ℓ		
		揮発油税＋地方揮発油税(国税)	軽油引取税(地方税)
	現行税率	53.8円／ℓ	32.1円／ℓ
	うち 本則税率	28.7円／ℓ	15.0円／ℓ
	うち 暫定税率	25.1円／ℓ	17.1円／ℓ
	本則税率＋地方環境税	38.0円／ℓ	25.5円／ℓ
6. その他	(1) 普通税とする (2) 自動車重量譲与税等の暫定税率分は、都道府県から市町村へ「税交付金」を交付する (3) その他の課題 ・ 現在の軽油等の免税制度の取扱い ・ 施行期日 等		

日本と諸外国のガソリン価格・税負担額の比較

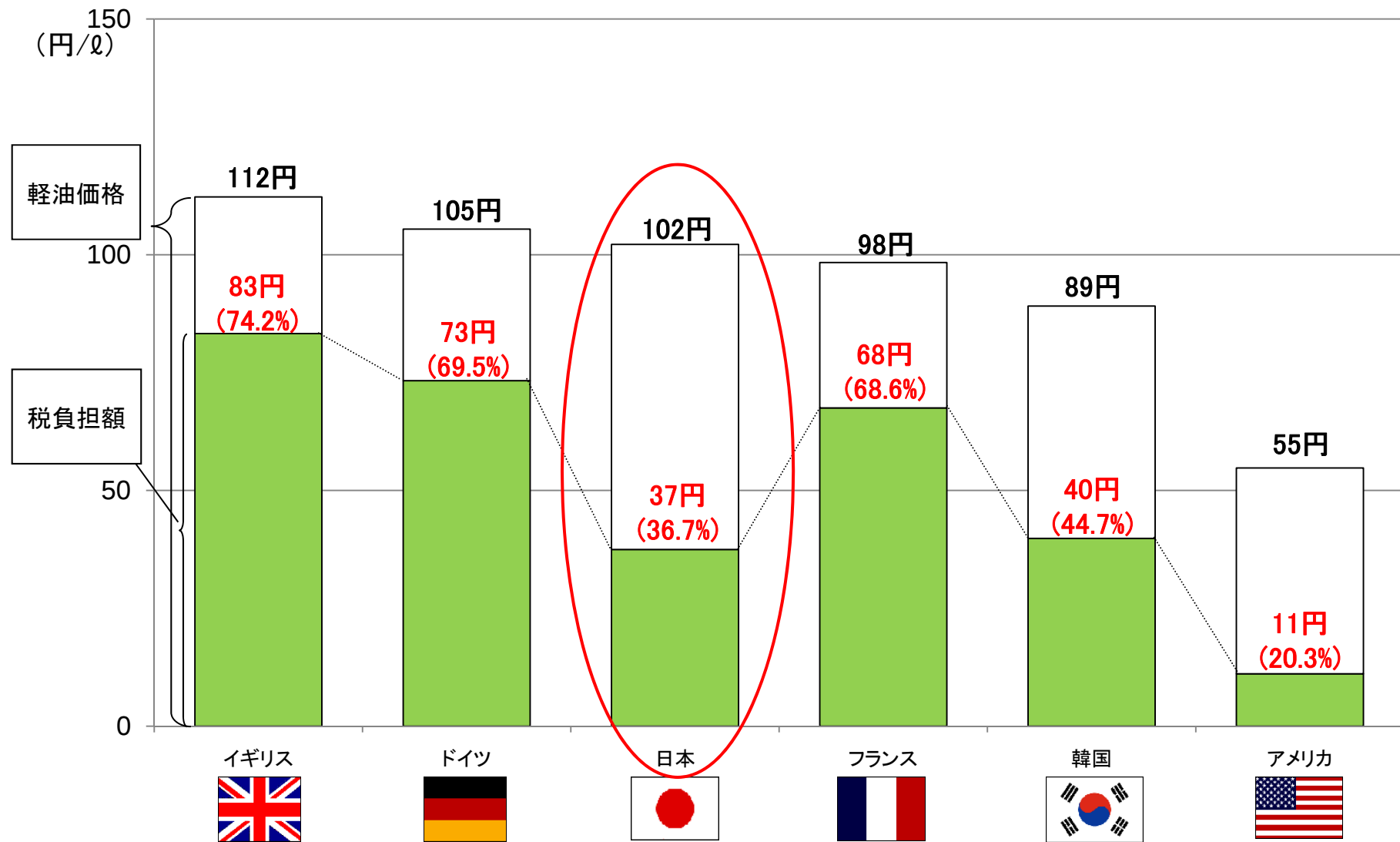


(注1) 英、独、仏、米は2009年1月時点IEA調べ。日本は2009年1月26日、石油情報センター調べ。韓国は2009年1月第4週、韓国石油公社調べ。

(注2) 日本の税負担額には揮発油税、石油石炭税、消費税が含まれる。

(注3) 邦貨換算レート：1ドル＝約90円、1ポンド＝約131円、1ユーロ＝約120円、100ウォン＝約7円（2009年1月の為替レートの平均値、Bloomberg）

日本と諸外国の軽油価格・税負担額の比較



(注1) 英、独、仏、米は2009年1月時点IEA調べ。日本は2009年1月26日、石油情報センター調べ。韓国は2009年1月第4週、韓国石油公社調べ。

(注2) 日本の税負担額には軽油引取税、石油石炭税、消費税が含まれる。

(注3) 邦貨換算レートは、1ドル＝約90円、1ポンド＝約131円、1ユーロ＝約120円、100ウォン＝約7円(2009年1月の為替レートの平均値、Bloomberg)

軽油引取税の都道府県別人口1人当たり税収の指数

軽油引取税
1兆339億円

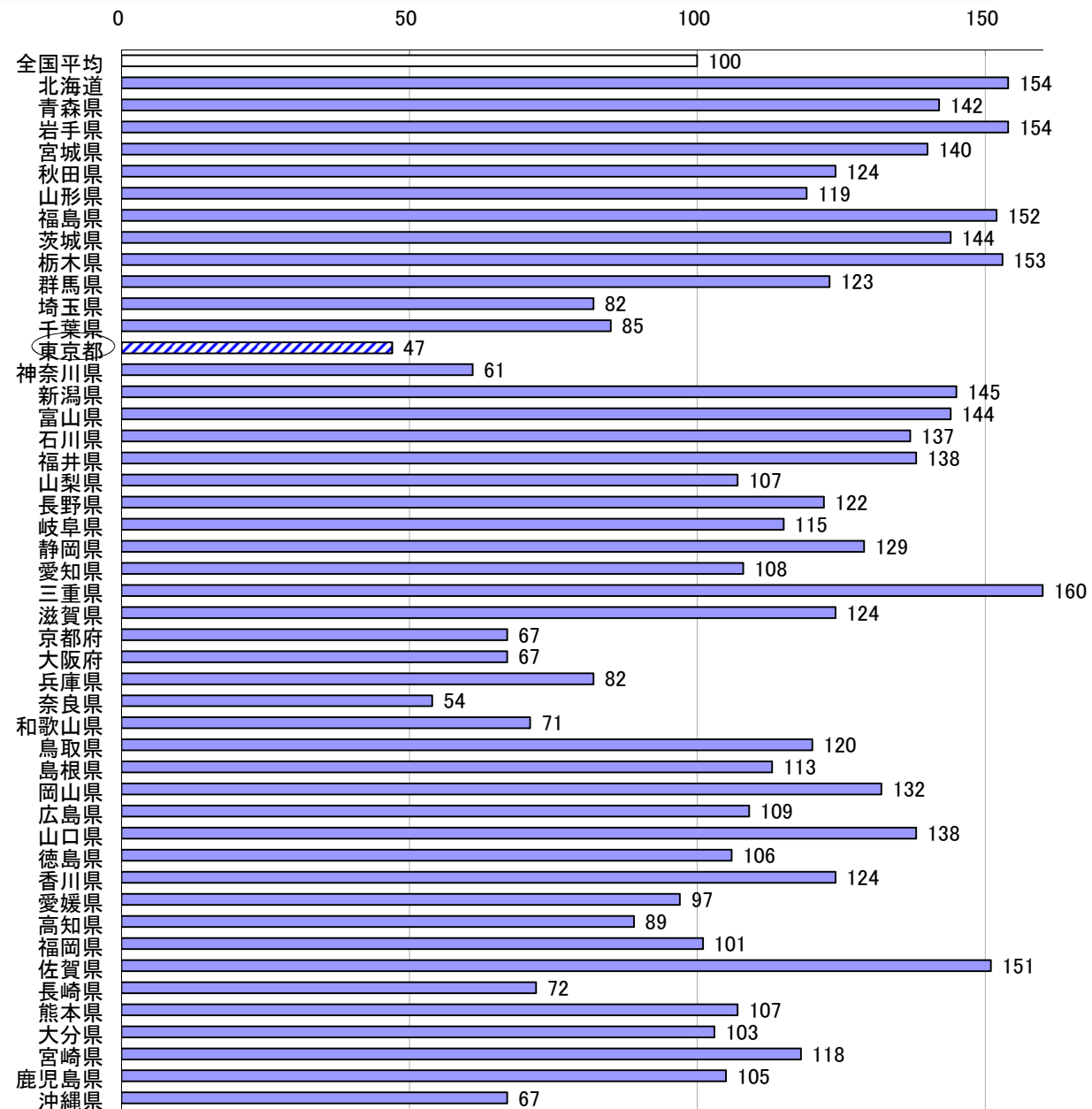
(H19決算)

大都市への税源偏在が
課題となる中で、逆に
地方の税収ウエイトが
大きい貴重な税目

人口一人当たり税収

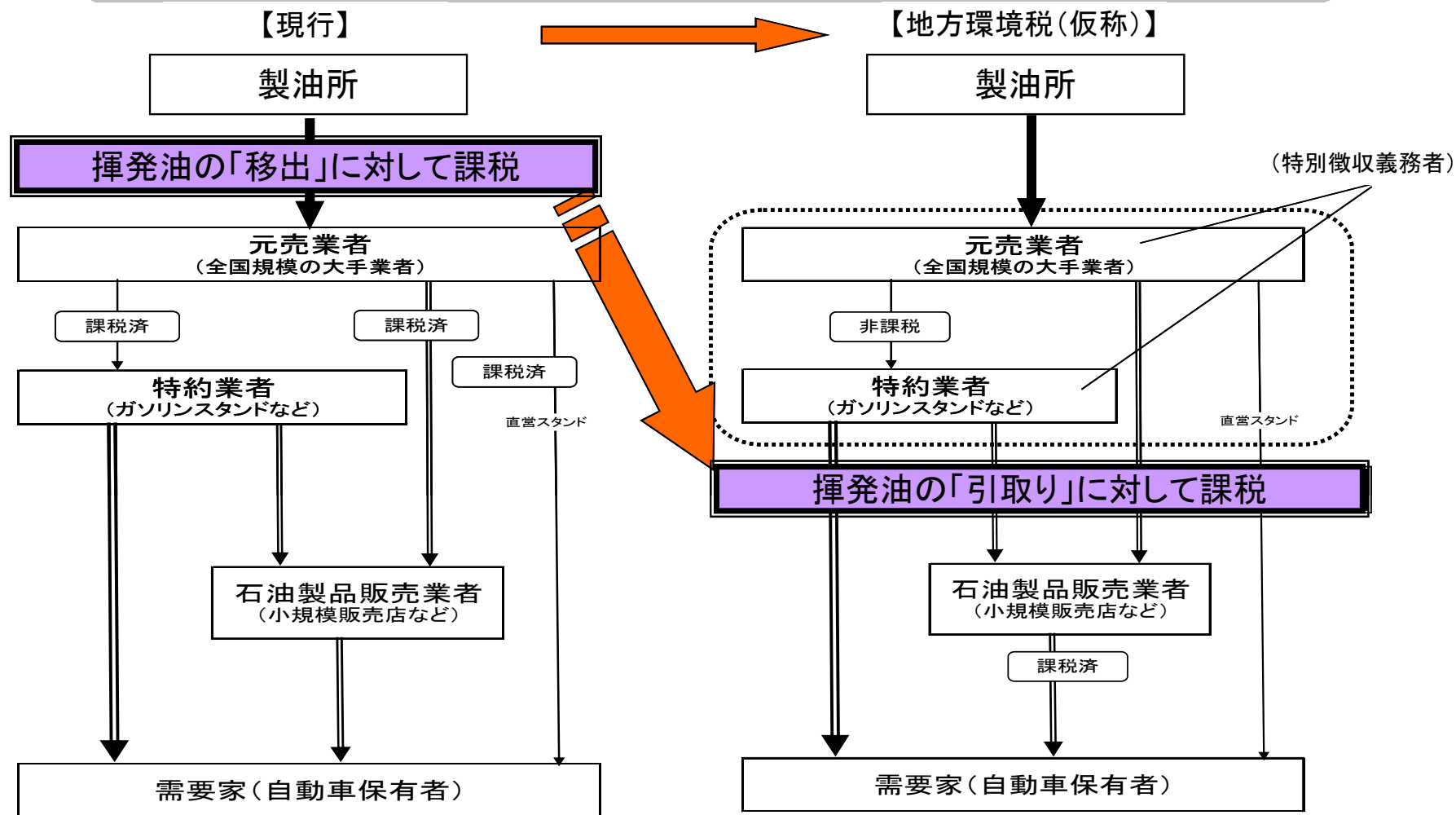
地方税全体
最大／最少：3.1倍
(東京) (沖縄)

軽油引取税
最大／最少：3.4倍
(三重) (東京)



(注) 平成19年度決算額、人口1人当たり指数は、全国平均を100とした数値で、平成20年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

揮発油の流通経路と揮発油課税



○温暖化効果ガスの削減のインセンティブとするためには、環境負荷が発生する消費段階での課税が効果的。

○揮発油の流通経路は軽油と同様であり、元売・特約業者も重複することから、同様の仕組みによる課税が可能。

※都道府県において、「軽油流通情報管理システム(全国の流通量を集約)」の活用により、申告内容の適否を審査することが可能。

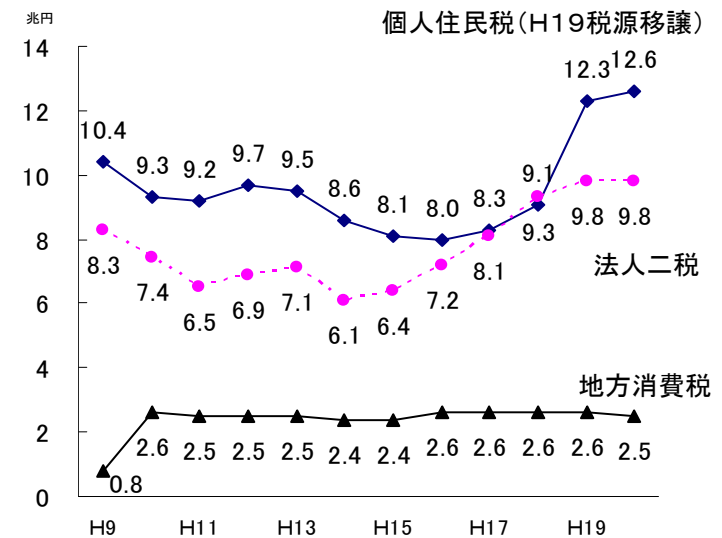
地方消費税について

1 地方消費税は偏在性が小さい

	人口1人あたり税収の偏在度	東京への集中度
地方消費税 (清算後)	東京 / 沖縄 = 1.8倍 (27千円) (15千円)	全国の13.1%
地方法人二税	東京 / 沖縄 = 6.6倍 (195千円) (29千円)	全国の26.5%
地方税全体	東京 / 沖縄 = 3.1倍 (556千円) (177千円)	全国の17.5%

⑬決算額による比較

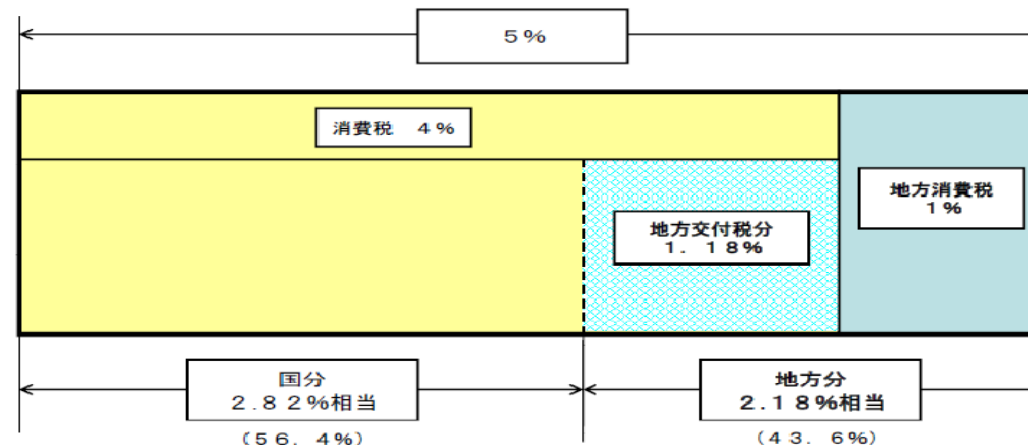
2 地方消費税の税収は安定的(税収推移)



19年度までは決算額、20年度は地方財政計画額
「個人住民税」は配当割、株式等譲渡所得割、利子割を含む

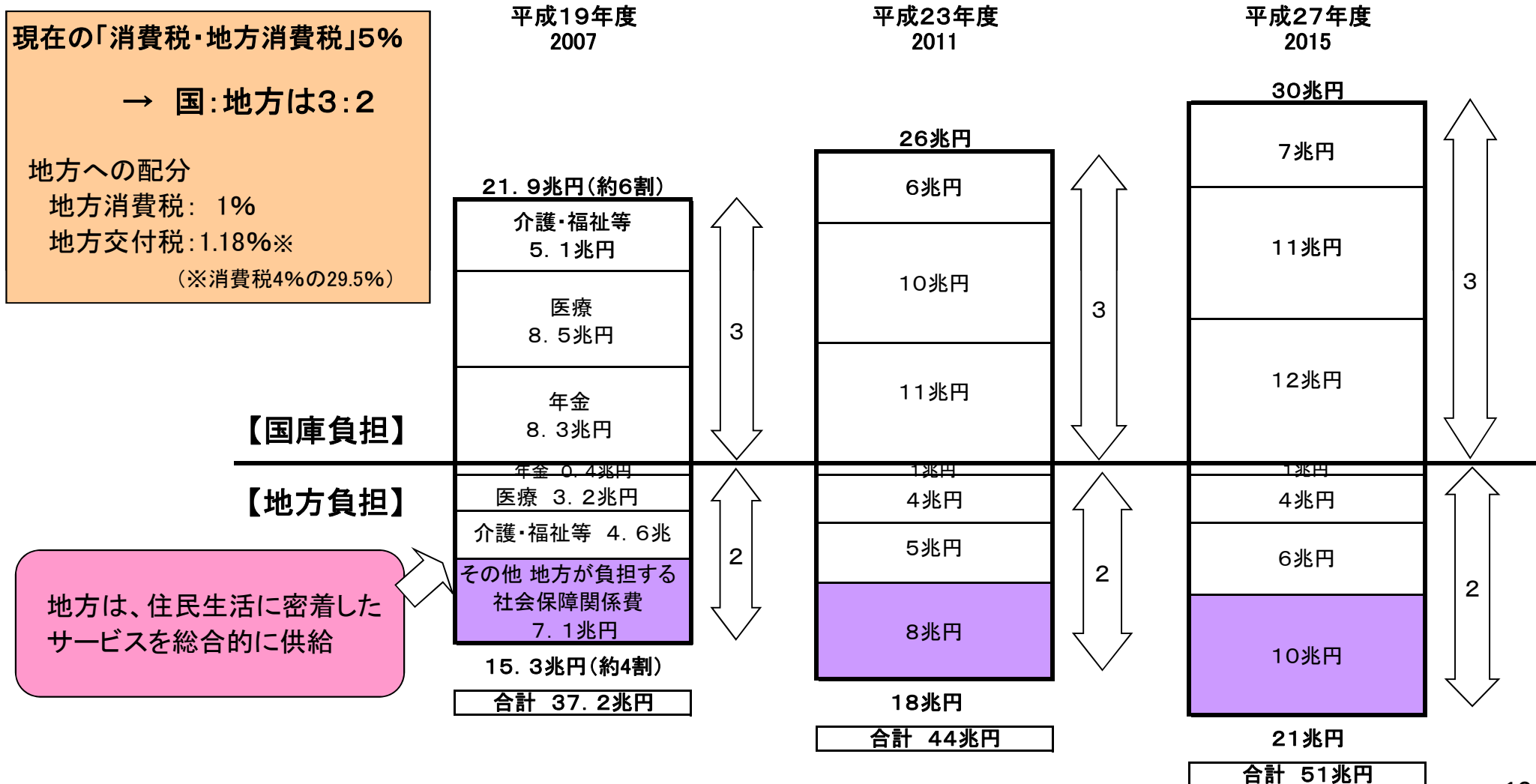
3 消費税の国と地方の配分

- いわゆる「消費税」5%のうち、1%分は「地方消費税」(国税としての消費税の税率は4%)。
- また、消費税(国税)の一部(29.5%)は、地方共有の財源として地方交付税の原資とされている。



社会保障関係費に関する地方負担

- 地方は、国民健康保険や介護保険など、国と地方の応分の負担により運営する社会保障制度のほかに、保育所等の社会福祉施設の運営やケースワーカー等の配置、救急医療体制の確保など、地方独自の負担により、地域に密着したきめ細かなサービスを幅広く提供。
- 社会保障は、給付費のみではなく、施設運営費等 制度運営上必要な経費が一体となって達成されるもの。



H22年度地方交付税の概算要求の概要

(平成21年10月15日総務省公表資料より抜粋)

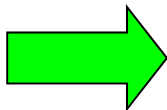
【三党連立政権合意、民主党マニフェスト】

- 「地域主権」を確立し、第一歩として、地方の自主財源を大幅に増やします。
- 地方が自由に使えるお金を増やし、自治体が地域のニーズに適切に応えられるようにする。



交付税率を引き上げ、交付税総額(出口ベース)を1兆円以上増額

- (1) 財源不足を国・地方で折半し、国負担分について交付税率を引上げ(3年間固定し、予見性を高める)
○ 国負担相当額 約4.3兆円 (交付税率 43.9%)
- (2) H23・24の財源不足の変動は臨時財政対策債で調整し、地方財政の自立性を高める。
- (3) 三位一体改革で削減された地方自主財源を復元する。(事項要求)
○ 復元額 約1.1兆円 [所得税税源移譲額(約3兆円)の交付税率(32%)相当額]



要求額 : 出口ベース 約16.9兆円 (H21比 +約1.1兆円)
《 入口ベース 約18.3兆円 (H21比 +約2.2兆円) 》

政府税制調査会への地方の参加

連立政権樹立に当たっての政策合意(抜粋)

7. 地域の活性化

○国と地方の協議を法制化し、地方の声、現場の声を聞きながら、国と地方の役割を見直し、地方に権限を大幅に移譲する。

民主党マニフェスト(抜粋)

4. 地域主権

○国と地方の協議の場を法律に基づいて設置する。

民主党政案集INDEX2009(抜粋)

●税制改正過程の抜本改革

地方税については、地方6団体、総務大臣、新たな政府税制調査会が対等の立場で協議を行います。

税制調査会 内閣総理大臣諮問(抜粋)

(5)国と地方が対等なパートナーとして地域主権を確立し、地方の再生を図る観点から、地方税制のあり方について検討すること。その際、国・地方の役割分担の見直しと合わせた税財源配分のあり方の見直し、地方の声を十分に反映する仕組み及び地方税制に関する国の関与のあり方についても検討すること。

⇒地方税制について地方が参画する仕組みを創設すべき